

4 景観形成基準

(1) 市全域

①建築物

項目	景観形成基準
高さ・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みや自然との調和に配慮した高さや配置とすること。 ・主要道路や視点場からの眺望において、海への眺望に配慮した高さ・配置とするとともに、ランドマークとなる社寺、背景に広がる山の稜線等を遮らない高さとするよう配慮すること。
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺や背景の自然景観やまちなみ景観と調和する形態・意匠とすること。 ・外壁面が長大とならないよう、壁面の分節・分割を工夫すること。 ・建築物の外壁は色彩基準に適合させるとともに、周辺の景観との調和に配慮した素材を活用すること。
附帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・空調室外機をはじめとした附帯設備や自動販売機等、歩行者の目線に近い位置に設置する設備等は、目隠しなどの工夫により周囲からの見え方に配慮すること。
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・外構計画は、隣接する敷地や道路など周囲の街並みとの調和に配慮すること。 ・敷地内においては、できる限り豊かな緑化に努め、既存の樹木がある場合は修景に活かすよう配慮すること。 ・敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生垣や樹木等による緑化に配慮すること。 ・生垣が敷地の境界を囲う場合には、適切に剪定などの手入れを行うこと。特に槇の生垣は、敷地を分譲する際にもできるだけ残すよう配慮すること。
夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 ・道路交通等に配慮し、赤色系の光源にしないこと。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・規模の大きな駐車場を設ける場合は、通りからの見え方に配慮するとともに、敷地内の緑化に努めること。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

第6章

良好な景観形成のための行為の制限

② 工作物

項目	景観形成基準
高さ・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、建築物の基準に準ずるものとする。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等を工夫し、周囲の景観との調和を図ること。 ・土地に自立して設置する太陽光発電施設については、高台での設置を避けるとともに、周囲の景観から突出しないよう、最上部をできるだけ低くすることや、敷地境界からできるだけ後退すること。 ・風力発電施設については、周囲の景観との調和を図ること。
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、建築物の基準に準ずるものとする。 ・自動販売機の設置にあたっては、目隠し等の設置や「自販機自主景観ガイドライン（一般社団法人 全国清涼飲料連合会）」に基づく自販機景観推奨カラーを用いることなどにより、周辺の街並みや自然との調和に配慮すること。 ・土地に自立して設置する太陽光発電施設については、モジュール及びフレームを、低明度かつ低彩度の目立たない色彩とすること。
法面・擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・法面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を施すこと。 ・巨大な擁壁が生じないよう、自然地形を活かすなどの配慮をすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・土地に自立して設置する太陽光発電施設については、道路側など人の目に触れる機会が多い場所からの景観を阻害しないよう、植栽等により緑化すること。

③ 開発行為

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・法面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を施すこと。 ・巨大な擁壁が生じないよう、自然地形を活かすなどの配慮をすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。 ・造成等に際しては、できる限り既存樹木の保全に努めること。

④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・道路等人の目に触れる機会が多い場所からの景観を阻害しないよう、配置を工夫するとともに、植樹等による目隠しなどの工夫により周囲からの見え方に配慮すること。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

第6章

良好な景観形成のための行為の制限

(2) 重点地区 (館山駅西口地区)

重点地区においては、市全域に対する景観形成基準のほか、以下の景観形成基準を上乗せします。

①建築物

項目	景観形成基準
高さ・配置	・周辺の街並みに配慮した高さや配置とすること。
形態・意匠・色彩	・建物の色彩は色彩基準に基づくものとし、温暖な地域のイメージが表現できるものとする。 ・屋根材の本来の色彩を活かし、ペンキ等でのペイントは行わないよう配慮すること。 ・屋根は瓦葺きを基本とし、原則、勾配屋根とする。
附帯施設	・空調室外機をはじめとした附帯設備や自動販売機等、歩行者の目線に近い位置に設置する設備等は、目隠しなどの工夫により周囲からの見え方に配慮すること。
外構・緑化	・駅前広場、夕映え通り、鏡ヶ浦通りのヤシ並木や花の植栽との連続性を考慮し、常に緑化に努めること。 ・通りから見える場所への花の植栽に努めること。
夜間照明	・駅前広場、夕映え通り、鏡ヶ浦通りに面しては、夜間の景観形成に心がけること。 ・周辺環境との調和に配慮すること。
駐車場	・規模の大きな駐車場を設ける場合は、通りからの見え方に配慮するとともに、敷地内の緑化に努めること。

※その他の対象行為については、市全域と同様の景観形成基準となります。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10